



SPECIAL FEATURE

増刊号
行政書士とうきょう
プエンテ
2023 Vol.14

行政書士の お仕事 最前線

CONTENTS

韓流タレントが日本で芸能活動するには？

犬と猫のマイクロチップ装着は義務？

遺産分割協議に期限はあるの？

個人経営のクラブを第三者が引き継ぐには？

建設キャリアアップシステムってなに？

合同会社ってどんな会社？

お墓を継ぐ人がいないときは？

付録

人生100年！
Life with
行政書士すごろく



旬な話題を
ピックアップ
したニャ



COLUMN

東京都行政書士会 × 東京公証人会
スペシャル対談

東京都行政書士会による
ウクライナ避難民等支援

成年年齢引き下げ
18歳になったら何でもできるの？



東京都行政書士会

CONTENTS

CACE 1	韓流タレントが日本で芸能活動するには？	2
CACE 2	犬と猫のマイクロチップ装着は義務？	4
CACE 3	遺産分割協議に期限はあるの？	6
CACE 4	個人経営のクラブを第三者が引き継ぐには？	8
CACE 5	建設キャリアアップシステムってなに？	10
CACE 6	合同会社ってどんな会社？	12
CACE 7	お墓を継ぐ人がいないときは？	14
.....		
Column 1	東京都行政書士会 × 東京公証人会 スペシャル対談	16
Column 2	東京都行政書士会によるウクライナ避難民等支援	20
Column 3	成年年齢引き下げ 18歳になったら何でもできるの？	22
.....		
付 録	人生100年！ Life with 行政書士すごろく	24



この1冊で行政書士の
最新情報がわかるニャ

日本行政書士会連合会 公式キャラクター
ユキマサくん



行政書士の お仕事 最前線

かかりつけ行政書士を見つけないか！

日常の困りごとはありませんか？

どんな方でも「これ、よくわからない！困ったな、どうしよう？」があると思います。
そんな時は誰に相談したらいいのでしょうか？

この『ブエンテ』は一冊まるごと行政書士で溢れています。

今回取り上げたことは行政書士の仕事のほんの一部分ですが、

「行政書士って、あんなことからこんなことまでやってるんだ!？」

「行政書士の仕事って面白そう!？」と読者の皆様に思っていただけでたら幸いです。

実際、行政書士の仕事には、日々、出会い・発見・感動・感謝があります。

そして、毎日、多くの行政書士が都内で仕事をしています。

事業でも日常の生活でも、困ったときは行政書士に相談してください。

きっと、あなたの「かかりつけ行政書士」が見つかると思います。

『ブエンテ』とはスペイン語で「橋」という意味です。

今、手に取っていただいた『ブエンテ』には

「行政書士の仕事を少しでも多くの方に知っていただきたい」という、

東京都行政書士会広報部一同の思いが込められています。

この『ブエンテ』が皆様と行政書士との「懸け橋」となることを願ってやみません。

東京都行政書士会 広報部長 榎本 晃

韓流タレントが来日して 芸能活動をするには？



■ どんな要件がありますか？

日本での活動内容に応じて基準1号から基準4号までありますが、基準1号はライブハウス等での興行、基準2号はテーマパークやコンサートホール等での興行、基準3号はプロスポーツの試合、基準4号は映画製作やレコーディング、写真撮影などの活動に該当します。基準（1号から4号）によって要件は異なりますが、タレントご本人の経歴や受け入れ側企業、出演施設、報酬等に関する細かい要件があります。行政書士はまず日本国内で行う活動内容をヒアリングし、どの基準に該当するか、またその基準の要件に適合するか確認します。



■ 観光ビザではダメなんですか？

クライアントから質問されることもありますが、日本国内で役務提供が行われ、その対価として日本国内で源泉所得が発生している以上、観光ビザではなく、興行ビザの申請が必要です。

■ 「興行」の在留資格申請の流れは？

基本的な流れは他の在留資格と変わりありません。出入国在留管理局に対して在留資格認定証明書の交付申請を行い、証明書が交付されたらプロダクション等を通じて海外のマネジメント会社へ送付します。

同じ人でも違う 在留資格？



トニー賞受賞歴のある著名なダンサーが、興行を行わずスクールでレッスン指導を行うといったケースでは、「興行」ではなく「芸術」というほかの在留資格で申請を行いました。

A

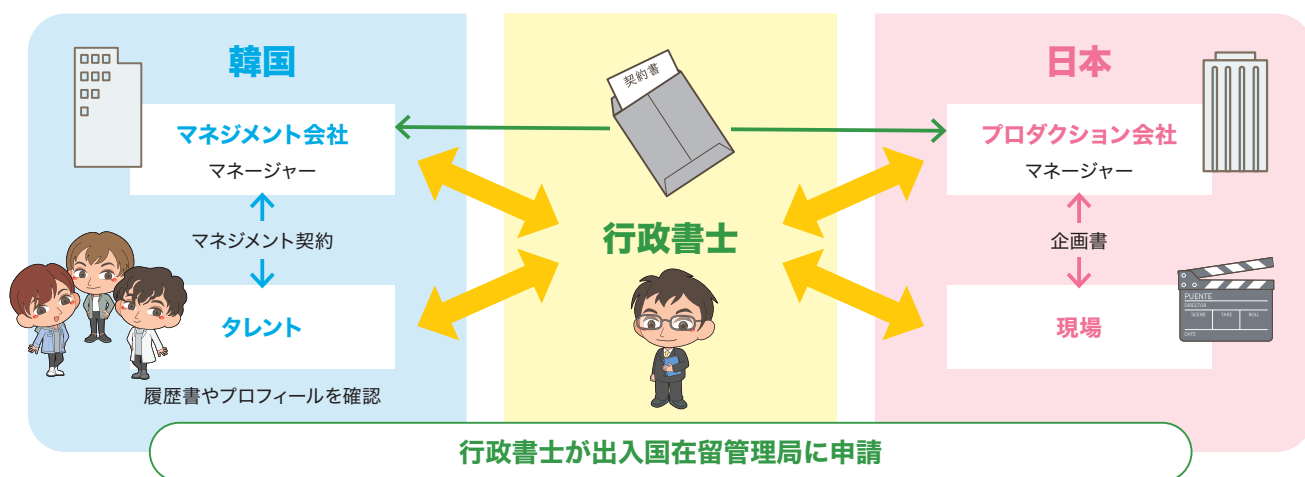
「興行」の在留資格が必要です。
「興行」の在留資格とは、演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動を行うための在留資格です。

■ 行政書士がやることは？

韓流タレントのコンサートやTV番組・映画出演、レコーディングやスポーツ大会参加のために、在留資格取得のお手伝いをします。韓国側のタレント、事務所、

日本側のプロダクション、イベント会場等の関係各所に連絡や確認が必要になりますので、行政書士はそ
の中でいわば「交通整理」の役割を果たします。

● イメージ図



興行ビザ専門行政書士の とある1週間

月	PV撮影企画書の確認 プロダクションとの打ち合わせ
火	撮影スケジュールや 申請人数等の確認・調整
水	必要書類の収集・作成 タレントが稽古中にケガ！ →関係各所に連絡
木	代役タレントの 必要書類の収集・作成を 大至急で行う
金	出入国在留管理局への申請 プロダクションへの報告

column

タレントが出演する大規模イベントやTV番組の収録は関係者も多く、クライアントも契約やスケジュールの調整にとっても苦労しています。われわれ行政書士からすれば、真っ先に在留資格の心配をしますが、クライアントからしてみればビザ関連の手配は後回しになってしまうことも少なくなく、以前、収録2週間前にご相談いただいたケースでは、在外公館での査証発給等も含めるとどうしても来日が間に合わず、収録の日程変更をしてもらったことがあります。毎回スケジュールがタイトなので、行政書士としても非常に神経を使う仕事ですが、公演のチケット等いただけるのは嬉しいですね(笑)。



Q | 犬と猫のマイクロチップは必ず装着しなければならないの？



■ マイクロチップの装着

令和4年6月1日、「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正のうち、「犬と猫へのマイクロチップの装着と登録の義務化」が、施行されました。

施行日以前より飼っている犬猫への装着は義務ではありませんが、装着するよう努力義務が求められます。そして装着した場合の指定登録機関への登録は義務となります。

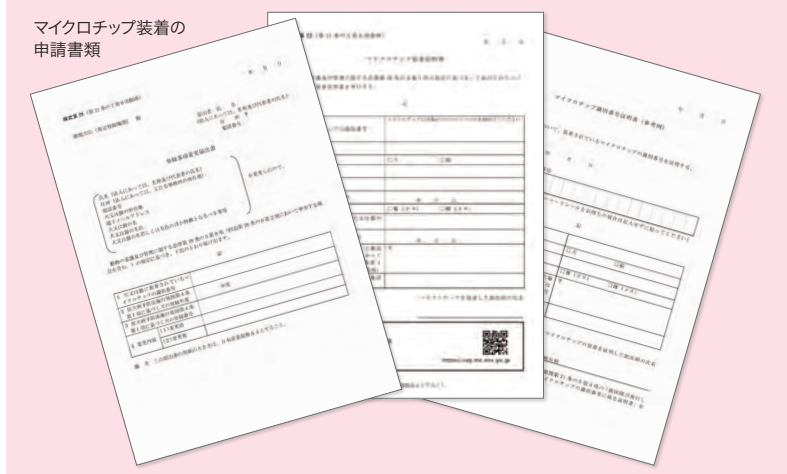
指定登録機関に登録する情報は「氏名および住所」

「電話番号」「犬または猫の所在地」「マイクロチップ識別番号」などです。

マイクロチップには、世界共通の識別番号が登録されており、日本で飼っていた犬、猫を海外に持ち出した場合でも世界中で識別されます。

飼い主の氏名、住所連絡先などは、マイクロチップを読み取るだけではわからず、指定登録機関への照会が必要になります。

マイクロチップ装着の
申請書類



マイクロチップインジェクター



マイクロチップ

出典：環境省ホームページ
(https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/pickup/chip_qa.html#Q1)

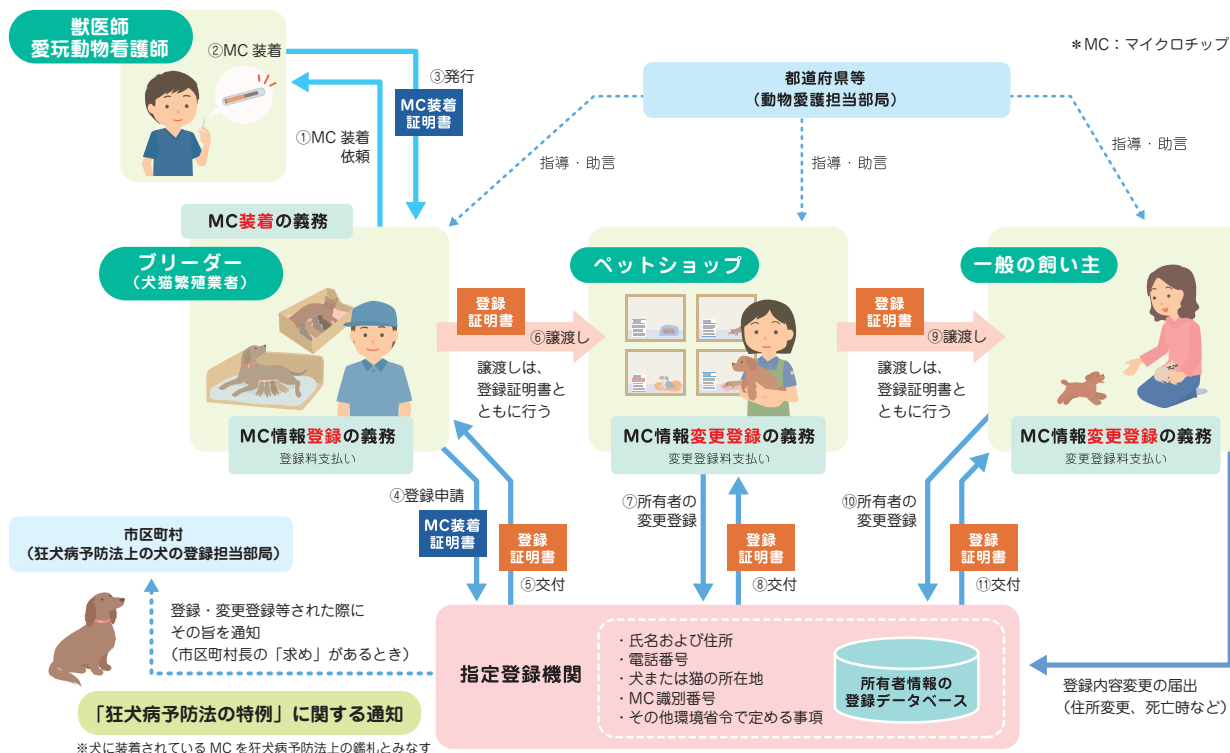
識別番号の最初の3桁、
392が日本の番号だニャ



A

令和4年6月1日以前から飼っていた犬猫への装着義務はありませんが、装着した場合には登録が必要です。ブリーダーやペットショップなどは装着し、登録する義務があります。

犬猫所有者のマイクロチップ装着・登録の全体像



- 犬猫等販売業者(ブリーダー・ペットショップなど)については、MC装着・情報登録を義務化。
- MCを装着した犬猫を譲り受けた者については、変更登録を義務化。

※注：一般の飼い主が第一種動物取扱業者以外から犬猫を入手した場合、MCの装着は義務ではないが、装着した場合には「MC情報の登録」は義務となる。
※指定登録機関への登録料は300円(用紙による申請の場合は1,000円)。

原案：環境省 制作：公益社団法人日本愛玩動物協会 より

指定登録機関への登録は
行政書士にお任せニヤ



■ 犬・猫との一生に、かかりつけ行政書士

マイクロチップを装着したワンちゃん、ネコちゃんには様々な手続きが必要で、この手続きは行政書士に依頼することができます。

ペットショップなどで購入したときに、受け取った登録証明書をもとに、飼い主への「所有者の変更登録」をしなければ、「迷子」「盗難」「事故」「災害」などの万が一に、マイクロチップ装着によるメリットが活きてきません。迷子などで保護されたワンちゃん、ネコちゃんのマイクロチップ登録情報が正しければ、飼い主が見つからずに殺処分されるといった悲しい結果を防ぐことができます。

また、引越しなどの際に必要な「登録内容変更の届出」も忘れてはならない手続きのひとつと言えます。こ

れは、電話番号が変わっただけでも必要です。電話番号が変わったのに手続きをしていないと、万が一のとき、すぐに連絡が来ないことになります。

さらに、飼い主が亡くなった後、ご親族が引き取る場合なども変更登録手続きが必要です。ワンちゃん、ネコちゃんと飼い主に関係する手続きは、お互いの一生に係る長いものとなるため、日ごろから、身近な「かかりつけ行政書士」がいれば、5年、10年、それ以上の期間、悲しいお別れの際のお手続きのときでも、安心して相談できます。



※行政書士以外が報酬を受け取って、代わりに登録の申請や変更登録の申請を行うと、行政書士法に違反することとなり、1年以下の懲役刑又は100万円以下の罰金に処されます。



令和5年4月に 遺産分割のルールが 変わります！



所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しで、民法等の一部改正と相続土地国庫帰属法が成立しました。

遺産分割については、遺産分割の長期未了状態の解消を促進するため、相続開始（被相続人の死亡）時から原則10年経過した後にする遺産分割は、特別受益や寄与分を考慮した具体的相続分ではなく、法定相続分によることとなります。ただし、期間満了前に家庭裁判所に遺産分割請求をした場合は除かれます。

また、令和6年4月から相続登記の申請が義務化されますので、相続財産に不動産がある場合は更に注意が必要です。

■ 相続って大変！

家族が亡くなって色々大変な時、遺産分割協議や相続手続きをしなければいけないとは思っても、いったい何から手を付けていいのかわからないし、調べても平日に役所や金融機関に行く時間がない…。そんな時は、ぜひ行政書士に相談してみてください。

相続人を確定するために必要な戸籍の収集を自分でやってみたけれど、思ったより大変で途中で断念して行政書士に依頼したという方もたくさんいます。行政書士に依頼すると、遺産分割協議書作成時には、法定相続分だけではなく、生前贈与などの特別受益の考慮や様々な制度についてアドバイスがもらえるので安心です。また、時間のかかる金融機関の手続きも手間が省けますし、不動産の名義変更や相続税の申告など、他士業とも連携しているのでワンストップで対応してもらえます。

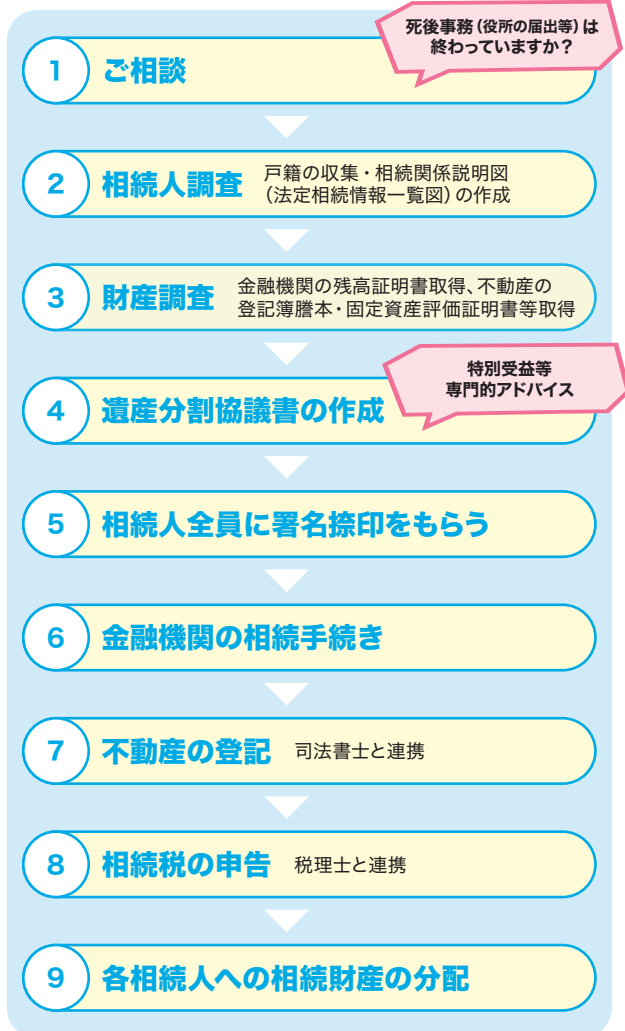


A

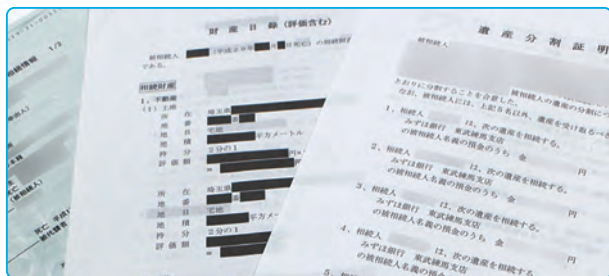
遺産分割協議自体には期限はありませんが、令和5年4月1日より相続開始の時から原則10年経つと特別受益や寄与分を考慮した遺産分割ができなくなります。



■ 相続手続きの進め方



※上記は相続手続きの一例です。行政書士に、遺産分割協議書や相続関係説明図の作成など一部でもご依頼いただくことができます。



\Point/

他の業務と関連なく遺産分割協議書や相続関係説明図のみの作成ができるのは、**行政書士と弁護士**に限られます。

■ 相続の注意点

相続人の中に、未成年の方がいる場合は特別代理人、認知症や知的障がいの方がいる場合は成年後見人、行方不明の方がいる場合は不在者財産管理人の選任が必要なため、相続が複雑になり長期化します。

なお、成年年齢が18歳に引き下げられたことで、令和4年4月からは18歳や19歳の相続人も単独で遺産分割協議に参加できるようになりました。

いずれにしても、遺言があれば原則代理人等を選任せずに手続きを進めることができます。ぜひ遺言を作成してください。



■ 相続業務の現場最前線!?

世の中では押印廃止が進んでいますが、相続の世界では実印と印鑑証明書で本人確認をしているため、まだまだ押印廃止とはならないようです。金融機関では徐々に窓口受付だけでなく郵送で手続きできる所が増えていますが、証明書等の原本の還付に時間がかかるため、今でも窓口で手続きをしているというのが現実です。

column

所有者不明土地の解消に向けた法改正の一環として令和5年4月から、隣地の木が越境している場合に、催促して相当期間が経過しても越境した枝が切除されない場合、自らその枝を切り取ることができることになります。(改正民法第233条)

今までも、そして改正後も、勝手に切ってはダメですよ。



Q | 跡継ぎのいない個人経営のクラブを引き継ぐには？



■ 今、事業継承が注目されています

70歳を超える中小企業・小規模事業経営者が、2025年までに約245万人となり、そのうちの半数の127万人は後継者が未定と言われています。その対策を講じずに廃業せざるを得なくなった場合、従業員は路頭に迷い、その事業のブランドが失われるなど、大きな損失と言えます。

これまでの後継者候補の多くは親族だったところ、子や孫は他企業へ就職するなどし、後継者にはならない傾向があります。そこで、第三者への事業承継が注目されています。今回は、クラブ経営において、事業承継をするケースをとりあげます。

■ クラブ経営の許可を新規で取得するのは大変！

接客サービスを行うクラブやホストクラブなどの営業をするためには、公安委員会より風俗営業許可を取得しなければなりません。新たに許可を取得するには、店舗のそばに保育園や病院がないかなどの場所的な要件、店舗の構造や設備基準の要件など、様々な要件を満たす必要があります。要件を満たしていても、図面を含む申請書類の作成は難しく、申請までこぎつけても、許可がおりるまで最長55日（土日祝日を除く）かかります。

／ 個人の相続 ／

クラブなどの経営者が亡くなった場合、公安委員会の承認を受ければ、相続人は風俗営業許可を引き継ぐことができます。亡くなった後、60日以内に相続承認申請書を公安委員会に提出する必要がありますが、場所的な要件や店舗の構造設備基準の要件が不要となりますので、通常の許可申請よりも手続きは容易になります。



A

譲り渡す側が個人事業を引き継ぐ形で会社設立（法人成り）して、会社として許可を取れば、実質営業を継続できます。その上で、第三者に継承できます。

■ 個人事業主が営業権を譲渡するのは難しい

個人事業主が営業を続けられなくなった場合、相続のケースを除き、第三者に営業を譲渡するとしても、許可は人ごとに与えられるので、一旦廃業し、譲渡された者が、新たに許可を取得することになります。新規許可申請となるので、結局、申請から最長で55日（土日祝日を除く）かかることになり、その間の、店舗の家賃など余分な費用がかかります。また、前経営者が許可申請したときは、許可要件を満たしていたのに、承継者が新たに申請するときに、店舗のそばに保育園などが建っているなど要件を満たせなくなっていたら、新たな許可の取得が不可能になることもあります。

＼ 手続きの流れ ＼

1 個人事業主から法人成り

2 法人で新規の許可を取得

3 個人事業主の許可を返納

4 第三者に営業を譲渡

5 飲食店営業と風俗営業の変更届

スケジュールリングが重要!!
行政書士に頼むといいニヤ



■ 法人化のススメ

個人事業主の場合、譲渡後は新たに承継者が許可を取得せざるを得ません。しかし、法人化してしまえば、風俗営業許可の承継が可能です。株式譲渡による譲渡であれば、役員変更だけで、営業を引き継げるのがメリットですが、滞納した税金などの負債を引き継ぐ場合もあるのがデメリットです。ただ、会社合併、分割の承認申請による譲渡であれば、このデメリットは回避できます。なお、前経営者の許可の取得後に保育園などが建っていたとしても法人を承継すれば、既得権によりそのまま営業を続けることができます。



column

事業承継の最前線

日本の多くは中小事業者で、経営者の高齢化と後継者未定の課題に対し、2021年中小企業庁のM&A支援機関登録制が始まりました。M&Aは、まだ企業買収などのマイナスイメージがあり、経営者には十分メリットが浸透しているとは言えないところですが、その会社の持っている技術力等を承継することが社会的に意味のあることと、日本全体で、法人税を支払う会社数の激減が大きな問題となり、対策が必要となったからです。今回は、風俗営業許可の事業承継をとりあげましたが、他の許認可においても、事業承継が問題になっており、営業を継続するための事業承継の手続きを、多くの行政書士がお手伝いしています。



Q | 建設キャリアアップシステムって なんですか？



■ 具体的にはどんなシステム？

建設キャリアアップシステムとは、建設業界で働く方々の就業実績や資格を登録し、彼らの技能の公正な評価、工事の品質向上、現場作業の効率化などにつなげて、働く人たちが能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたって人材や建設業の担い手を確保することを目的に構築されたシステムです。2019年4月から、国土交通省と建設業団体が連携して普及・利用促進に取り組んでいます。



■ システムの利用方法は？

建設業を営む事業者は「事業者登録」を、働く人たちは「技能者登録」をインターネット、または窓口にて登録・申請をします。

その後審査を経て利用することができます。

「申請書の書き方がわからない」「添付書類を集める時間がない」「もっと詳しく知って活用したい」等の建設キャリアアップシステムに関するお悩みがありましたら、ぜひ行政書士にご相談ください。

行政書士に お任せください

2022年2月より、行政書士が建設キャリアアップシステムで代行申請を行うための事業者ID取得が可能となりました。



建設業の担い手や人材を確保することと、技能者を雇用する事業者の施工能力の見える化を目的に構築された新しいシステムです。



■ システムを利用するメリットは？



建設業を営む事業者のメリット



- 働く人たち(技能者)の就業状況等を容易に確認できる。
- 入退場にICカードを使うことにより、現場の入場管理等の効率化が図れる。
- 公共工事の入札へ参加する際にも優遇されるケースがある。
- 人材不足の解消につながる。
- 優秀な技能者をかかえた施工能力の優れた事業者であることが見える化される。
- 発注者から“選ばれる”建設業者になれる。



働く人たち(技能者)のメリット



- 自分の資格や就業履歴を容易に証明できるため、働く現場にかかわらず適正な評価が受けられる。
- 適正な評価は処遇(具体的には給与、賃金等)の改善に繋がる。
- 働く人たちがその技能を公正に評価されることにより、今働いている人たちやこれから働く人たちのやる気が向上する。
- 将来のキャリアプランが描きやすくなる。

働く人にも、事業者にも
メリットがあるんだニャ



■ 建設業者に今求められるものと行政書士の役割

建設会社に限りませんが、会社に今求められるものは基本的なビジョンをしっかりと持つこと、現場や工事の採算性の意識を持つこと、そして「人」を大切にすることです。どんなにICTやデジタル化が進んでも、最終的に「人」の経験や判断が必要になるシーンは必ず出てきます。

また、「人」を大切にすれば自然とその会社では人手不足の問題も起きないかと思います。そのための建設キャリアアップシステムであり、システムがより使いやすくより活用できるようになることを願っています。

行政書士は建設業許可のスペシャリストであり、建設業者の良きパートナーです。身近な存在としての「かかりつけ行政書士」を見つけて、お気軽にご相談ください。

きっと「行政書士に頼んで良かった」と感じていただけると思います。



行政書士は建設業者のよきパートナーです



Q | 起業して会社を作りたい。 合同会社ってどんな会社？



■ 会社にしたほうがいいの？

まず、起業する場合、「個人事業主」か「会社設立」かを選択する必要があります。「個人事業主」は、気軽に始めることはできますが、個人であるがゆえに、信用力が劣り、取引先が限られてしまうことも考えられます。一方で「会社設立」を選択した場合、設立に費

用がかかりますが、①高い信用力 ②節税効果 ③資金調達の容易さなどのメリットがあり、仕事の幅が広がりやすいと言えます。

会社には株式会社、合同会社、合資会社、合名会社の4種類があります。

■ 株式会社と合同会社、どんな違いがあるの？

株式会社において、会社の運営に必要なお金を出す出資者のことを株主といいます。株式会社では、この株主が必ず会社の経営者（社長や役員）になるわけではありません。

株主は、お金だけ出して経営には関与しなくても構いませんが、経営者はお金を出してくれた株主に配慮した経営を行うことが求められます。

合同会社では、出資者がその会社の経営を必ず行うことになります。そのため、株式会社のように出資者へ配慮せずに、経営者は自分の思い通りの経営を行うことが可能だと言われています。

	株式会社	合同会社
会社の種類	株式	持分
資本金	1円以上	1円以上
出資者	1名以上	1名以上
出資者の名称	株主	社員
設立費用	25万円～	10万円～
最高意思決定機関	株主総会	社員の過半数
決算公告義務	有	無
定款認証	要	不要
上場	できる	できない
役員の任期	あり	なし

合同会社は、費用をかけずに設立することができ、個人や家族のみで経営するような小規模事業に適した会社です。

■ 合同会社にするメリット・デメリット

◎ メリット

- ◎ 設立費用が安い(10万円程度から設立可能)
(例) 公証役場での定款認証が不要
- ◎ 株式会社と比べてランニングコストが安い
(例) 株式会社では必要となる官報掲載費や任期に伴う役員変更などが、合同会社は不要。
- ◎ 意思決定がスムーズ
出資者＝経営者なので、意思決定が即経営に反映可能。
(株式会社は出資者≠経営者であるため、株主との調整が必要)
- ◎ 外部から買収されにくい

△ デメリット

- △ 知名度が低い(仕事の取引や求人募集の際に不都合を感じることも)
- △ 株式会社と比較すると資金を調達しづらい
- △ 上記のことから、銀行融資や出資などを受ける場合、株式会社と比べて敬遠される可能性もある
- △ 代表取締役という名称が使えない

最近ではさまざまな理由で、合同会社西友、Apple Japan合同会社、グーグル合同会社、アマゾンジャパン合同会社など大手でも合同会社形態を選択している企業も増えています。



■ 合同会社に向けた事業などがありますか？

以下に当てはまるようでしたら、合同会社を選択するのも一案です。

- ・ 費用を抑えたい場合
- ・ 個人や家族のみで経営したい場合
- ・ 資金調達、人材確保を重視していない場合
- ・ 小規模のスタートアップ
- ・ 節税を求める個人事業主



起業するときは
行政書士に相談ニャ



■ 行政書士の役割

行政書士は、設立前の定款の作成から事業が軌道に乗るまで、経営の全般的なサポートを行うことができます。

起業に際しては、助成金・補助金の対象となる場合もありますので、新しいビジネスを始めたいときには、お気軽に行政書士にご相談ください。



Q | 田舎のお墓を継ぐ人がいない… どうしたらいいの？



■ 改葬ってなに？ 墓じまいってなに？

改葬とは、お墓に収められているご遺骨を取り出して別のお墓へ「引越し」することです。別の石のお墓へ移す場合も、樹木葬や納骨堂へ移す場合も「引越し」なのですべて改葬となります。墓じまいは、マスメディアから使われ始めた流行語なので定義は曖昧ですが、代々継ぐタイプのお墓を撤去し、その使用权を墓地の管理者に返還することと理解されています。

● 代表的な墓じまい・改葬の例



改葬とは、埋葬した遺体（土葬）を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すこと

【参考】「墓地、埋葬等に関する法律」より

A

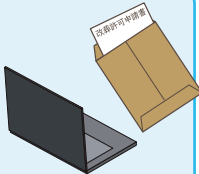
近くのお墓や、継がなくていいタイプの永代供養墓に改葬すること等ができます。改葬には許可申請が必要で、また様々な配慮を要しますので、行政書士に相談されることをお勧めします。

■ 改葬(墓じまい)の一般的な流れ

1 「改葬許可申請書」を入手

- ・新しいお墓を検討し始める
- ・もとの墓がある管轄の自治体で「改葬許可申請書」をもらう

※ サイトからダウンロードできる場合が多い
※ 先に親族やお寺に相談しておく方がスムーズ



2 もとの墓地の管理者の印をもらう

- ・お寺の場合は特に離壇に必要な手続きや、かかる費用の内訳、明細をよく確認。話し合いが難航することもある。

※ 自宅保管や散骨などは改葬ではありませんが、自宅保管している方が亡くなるなど予期せぬことがおこる可能性もあるため、2まではしておくことをお勧めします。



3 「改葬許可証」の入手

- ・記入押印済みの改葬許可申請書を役所へ提出し、「改葬許可証」を受領する。
- ・申請時には新たな墓地の契約書等が必要



4 御魂抜き法要と撤去工事

- ・撤去工事費用と法要のお布施が必要
- ・取り出した遺骨運搬の手配



墓じまい

5 新たなお墓への納骨と入魂供養

- ・取り出しと同日でないときは預かり先を確保
- ・法要を行う場合は手配が必要



■ 行政書士の役割や依頼するメリット

広い視野で最新の情報をお伝えし、行政庁との橋渡しをします。また他士業とのネットワークで情報共有ができるため、多くの情報をお伝えすることができます。墓じまい(改葬許可申請)だけではなく、死後事務や遺言の作成まで、ご相談をお受けすることが可能です。このように行政書士はパイプ役となり、相談者によりそった解決法をご提案します。



行政書士がパイプ役になるんだニャ



column

お寺が故郷の親戚代わりに

地方でひとり住まいをしている方から「墓じまいをしたい」とのご相談がありました。せっかく今まで守ってきたお墓ですし、信頼できるお寺ということでしたので、終生おつきあいをし、墓じまいは自分の死後の供養と共にお寺に執り行っていただく、という方法をご提案しました。相談の結果、お寺が請け負ってくださり、具体的には、地域の公証役場へ一緒に出向いて、公正証書遺言に死後事務委任契約をいれたものを作成しました。遠方に住んでいる子どもたちに頼ることなく、お寺を親戚代わりとして、自分の手で墓じまいを手配することができ、喜んでいただきました。

東京都行政書士会

東京都行政書士会
みやもと しげのり
宮本 重則 会長

公証業務にも かかりつけ 行政書士を！

行政書士広報月間 無料相談会への公証人派遣について

司会者 私たちは、今年で7回目の実施となった新宿駅西口広場での「公証人と行政書士による遺言・相続手続・成年後見無料相談会」などを通じお付き合いを重ねて参りましたが、新たな取り組みとして、行政書士広報月間に都内59か所で開催された無料相談会に、多数の公証人の方々の派遣していただきました。誠にありがとうございました。



相談者の方々からは、普段はあまり接点のない公証人の先生方が、街角や区役所など、身近な場所に出向いてくださり、**気軽に相談ができる貴重な機会だった**と大変好評でした。本当にありがとうございました。



こちらこそありがとうございました。参加した公証人からも口を揃えて「参加して良かった」との声を聞きました。都民の皆さんがどんな悩みをお持ちなのかを直接聞ける貴重な機会でしたし、また「**行政書士の方々の相談への受け応えをそばで見ることができて大変参考になった**」とか、「長時間一緒に相談業務にあたることによって、お互いに親睦を深めることができた」といった声もありました。すでに、来年度も参加を約束したという、気の早い公証人もいましたよ（笑）。



豆知識

公証人って公務員なの!?



公証人は、国の公務である公証業務を行う実質的な公務員ですが、国から給与や補助金などの金銭的給付は受けず、国が定めた手数料収入によって事務を運営しており、「手数料制の公務員」とも言われています。公証人は、全国で約500名、執務する事務所である公証役場は約300箇所あります。

公証人は、裁判官・検察官・弁護士等として法律実務に長年携わった経験があり、公募に応じた方の中から、法務大臣により任命された、まさに法律の専門家です。

【公証業務】公証役場では、遺言・任意後見・離婚給付公正証書の作成・法人設立にかかる定款認証などの公証業務をおこなっています。

東京公証人会

強く連携し、
共に、もっと
社会貢献を！

東京公証人会
こさか としゆき
小坂 敏幸 会長

行政書士会とのタイアップは、 トラブルを予防するという共通の使命から

司会者 今回の無料相談会でのコラボレーションは、当会と東京公証人会との連絡協議会で
ご提案いただき実現したわけですが、それにはどのようなご意向があったのでしょうか？

キーワードは「**社会貢献**」です。公証人は、「公正証書の作成等の公証事務によって社会の
紛争を予防すること」を使命としていますので「公証事務」を行うこと自体が、公証人の社
会貢献ということになるわけですが、もっと、見える形で社会貢献をすることが求められ
ており、その一環という位置づけでした。



私たちの無料相談会の目的も、まさに「社会貢献」です。私たち行政書士は、都民の皆さん
にもっと行政書士を活用していただき、「**かかりつけ行政書士**」となることを目指していま
す。そのために、行政書士が最も身近な法律家であり、心配ごとがあれば気軽にご相談い
ただける存在であることをさらに認知していただき、お役に立てるよう、無料相談会などを
積極的に開催しています。



司会者 都民の皆さんに、事務所にお越しいただくのではなく、私たちの方から、役所の前や、
街角、駅の構内など、生活の場に出向いて無料相談会を行っているのもそのためですね。
ところで小坂会長、社会貢献の一環に、なぜ行政書士会開催の無料相談会をお選びいただい
たのでしょうか？

それは、行政書士の皆さんが「街の法律家」として、我々と同様に紛争の予防を使命として
活動しておられ、日々都民と緊密に接していらっしゃるからです。その行政書士会の相談会
に公証人が相乗りして相談業務をさせていただくことが効果的と考えました。都民の方の
悩みを直接聞くことができますし、正しい知識が周知されていない制度のご説明も可能で
はないかと。



対談は
次のページに続きます！



今回公証人を派遣していただいた広報月間の無料相談会は毎年秋に行っていますが、今年は**都内33支部59か所で開催し、延べ1,000件**のご相談を受けました。無料相談会は、これ以外にも、随時、都内各所で積極的に開催しています。東京都共催で年に一度開催している「暮らしと事業の無料相談会」や、都庁常設の建設業許可申請に関する相談員、出入国在留管理局での無料相談会、その他、支部開催のものも含めると、実に多数の無料相談会を随時開催し、都民の方のご心配ごとをお聞きする機会を積極的に作っています。



公証業務におけるかかりつけ行政書士の役割は、共に超高齢社会を支えること

司会者 公証人会として、行政書士に期待する役割がありましたらお聞かせいただけますでしょうか？



身近な法律家として活躍されている行政書士の方々が、都民の皆さんに、正しい情報をわかりやすく伝えていただく役割を期待しています。例えば「**任意後見制度**」は、安心・安全な老後のため、将来的に判断能力が不十分になった場合に備えて、**あらかじめ、ご家族等の信頼できる人に後見人になってもらえるという有効な制度です**。しかし、まだまだ正しい情報が都民の皆さんに行き届いていないため、活用が促進されていません。中には「任意」と付くことから、重要性が低いものだという誤解をされている方もいらっしゃるようです。



今回の無料相談会で、**最も多かったご相談は「遺言・相続」「成年後見」に関するもので7割を超えました**。高齢者の方やそのご家族を含め、私たちが「かかりつけ行政書士」として、一人一人の状況やお気持ちに沿いながら、細やかに対応してまいります。



超高齢社会を迎え、「**高齢者を支える**」ということが緊急課題です。都民の皆さんに、適切に制度を活用いただけるよう、行政書士の方々のご活躍を期待しております。今後とも、強く連携していきましょう！



司会者 小坂会長のご期待に応えられるよう頑張ります。これからも、意義深いタイアップ活動をさせていただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。両会長、本日は、誠にありがとうございました。

プロフィール



東京都行政書士会
宮本 重則 会長

昭和45年東京生まれ。学校法人の職員等を経て、平成15年に行政書士登録、各種許認可申請業務、市民法務業務、知的財産・経営会計業務など幅広く活動、令和3年5月東京都行政書士会会長に就任。現在、日本行政書士会連合会常任理事・総務部長も務める。



愛犬は14歳の犬竜



東京公証人会
小坂 敏幸 会長

昭和31年和歌山県生まれ。大学まで関西で生活、昭和56年に大阪地裁の判事補に任官、その後前橋家庭裁判所所長、東京高裁部総括判事等を務め、平成29年6月に退官。同年7より銀座公証役場に配属。令和4年4月、東京公証人会会長に就任。



愛犬はココア・愛猫はミルク



司会者
東京都行政書士会
石原 静 副会長

来たるデジタル社会に対応！ もっと便利に♪公証役場の今！



テレビ電話でリモート認証

株式会社を設立するときに必要な「電子定款」等について、公証人がテレビ電話を通じて直接面談を行い、本人確認等を行うことによって認証を行う制度があります。これにより、現在は会社を作りたい人や、その代理人として委任を受けた行政書士等が、公証役場に出向かなくても電子定款の認証を受けることができるようになっていきます。



手数料もクレジットカードで決済

令和4年4月1日から、全国285か所の公証役場で、公証手数料の支払いに、クレジットカードによる決済制度が導入され、大変便利になりました。

※印紙代や遺言作成の際の証人への報酬など一部を除きます。

令和7年に電子公正証書が導入され、この電子化によりデジタル化とリモート化がより進められる見込みです。ゆくゆくは、テレビ電話でリモート相談も受けられるようになるかもしれませんね！



＼ 超高齢社会！「終活」に公証役場を活用しよう！ ／

公証役場では、遺言・任意後見契約・尊厳死宣言など、終活に関わる書類を公文書である「公正証書」にしていだけます。財産の配分や、意思能力が不十分になったときに誰に財産を託すのか、どんな終末期医療を望むのか…。

自分の意思を「公正証書」という公文書で作成することは、思いを確実に実現することにつながるのはもちろん、不要なトラブルも回避することが可能となります。

いきなり公証役場に行くのは敷居が高く感じる方は、行政書士にお気軽にご相談ください。ご意向をじっくりお聴き取りし、公証役場との間に立って公正証書作成のサポートをすることができますので、ぜひご活用ください！



東京都行政書士会による ウクライナ避難民等支援

東京都行政書士会では、戦火を逃れて日本に避難された、東京都にお住まいのウクライナ避難民の方々の在留手続き関係の支援を行っています。実際の支援活動について、東京都行政書士会 国際部にお話を聞きました。

Q1

東京都行政書士会が行っているウクライナ避難民等支援活動についてお話していただけますか。

はい。当会では、ウクライナから避難してきた方々が、日本で安心して暮せるよう、「短期滞在」から「特定活動」への在留資格変更許可申請の支援をしています。



Q2

「短期滞在」と「特定活動」
在留資格の違いについて教えてください。

「短期滞在」の在留期間は「90日」です。就労も認められていません。また、住民登録もできないため、東京都が用意してくれている支援（都営住宅の利用）を受けることができません。

「特定活動」の在留期間は「1年間」です。住民登録もできますので、都営住宅の利用も可能となります。また、就労が認められていますから、経済的な安定が得られ、避難してきた人は安心できるはずです。

Q3

ウクライナの人々は、
直接日本に避難（入国）してくるのですか。

基本的なこととして、第三国に避難するには、その国内に受入可能な身内等がいることが必要となります。日本に避難する場合も同様ですが、現在、ウクライナは紛争状態であり、国内の行政手続等に支障が生じている状況だと考えられます。そうしたことから、ウクライナの人々は、**紛争地域でないポーランド等を経由して日本に避難している**というのが実態となっています。



Q4

支援はどのような形で行っていますか。

在留資格の変更許可申請については、**無報酬**で行っています。ただし、4,000円の印紙代は負担してもらっています。そのほかの支援活動としては、ウクライナ大使館、東京都、港区等の都内自治体を訪問するなど、円滑な支援ができるよう努力しています。



支援の流れ



- 1 避難民の方と行政書士の面談
(必要な書類をご案内します)
- 2 申請書類を作成します
- 3 作成した申請書類について誤りがないかなど、
本人による確認をし、誤りがなければ
サインをいただき、パスポート原本を預かります
(預かり証を交付)
- 4 東京出入国在留管理局に申請し、申請が終了
したらパスポートはすみやかに一度お返しします
- 5 東京出入国在留管理局から、審査結果通知書を受領します
※申請取次した行政書士が受領します
- 6 パスポート原本をお預かりし、
在留カードを受領します
※申請取次した行政書士が受領します
- 7 受領した在留カードとパスポートを
申請者に返却します



無料相談窓口

東京都行政書士会では、戦火を逃れて日本に避難された、東京都にお住いのウクライナ避難民の方々の在留手続き関係の支援を行っています。引き続き日本での在留を希望する避難民とその親族等関係する方は、下記へご連絡ください。

受付期間 2023年11月30日まで

090-2539-3612 (日本語対応のみ)
受付時間 13時～16時 (火曜日、木曜日、土曜日の週3日)

03-3477-2881 (日本語対応のみ)
受付時間 9時～12時/13時～17時 (月曜日～金曜日)

support-ukraine@tokyo-gyosei.or.jp
(日本語/英語対応)



民法改正で
成年年齢引き下げ

18歳になったら、

成年年齢の引き下げで変わることは？

18歳になったらできること

- 選挙の投票
- 親の同意なしの契約
 - ・携帯電話の契約
 - ・ローンを組む
 - ・クレジットカードをつくる
 - ・一人暮らしの部屋を借りる など
- 10年有効パスポートの取得
- 行政書士・公認会計士・司法書士などの国家試験合格後登録(開業)
- 結婚
女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に
- 婚姻届の証人
- 遺産分割協議への参加

20歳にならないとできないこと

- 飲酒
- 喫煙
- 競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)購入
- 養子を迎える

成年年齢の引き下げで
変わることは
いろいろあるニャ〜



ワンポイントMEMO

『成人年齢』というキーワードがよく聞かれますが、実は民法上では、『成人』という言葉ではなく、『成年』と表現されています。民法が定めている成年年齢は、「自分ひとりで契約をすることができる年齢」という意味で、成年に達すると、**親の同意を得なくても**、自分の意思で様々な契約ができるようになります。

民法の改正により、2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました(第4条)。お酒やタバコはこれまでどおり20歳からですが、それでも、18歳からできることがぐっと増えます。それに伴い大人としての責任も求められます。



何でもできるの？



本人や周囲の大人たちの対応は？

新たに**成人**(成年年齢に達した人)になった人が**注意**することは？

社会経験が乏しく、契約に関する知識も浅い
新成年をターゲットにする悪質な業者など
に**注意**が必要です。

これまで、20歳までは未成年者として親の同意を得ないで契約をしてしまったとしても、原則としてその契約を後日取り消すことができる未成年者取消権(民法第5条2項)によって保護されてきました。

しかし、改正後は18歳から自分だけの判断で法律上有効な契約を締結できるようになり、未成年者取消権を行使することができません。



周囲の**大人**たちは何を**注意**してあげるべき？

消費者トラブルなどの法的な問題に巻き込まれるのを未然に防ぐためにも、周囲の大人たちが普段から契約を結ぶことの意味や責任について、**情報提供やアドバイス**をしてあげることが大切です。

今回の改正で、18歳から成年となることで、親などは親権(監護と教育、居所指定、懲戒、職業許可、財産管理と代理)を行使することができなくなりました。

成年年齢に達すれば、『もうあなたはひとり立ちしたのだから、自分のことは責任をもって決めなさい』と言ってしまえば簡単かもしれませんが、新しく成年となる人達がすぐに一人前かと問われると、そうとは限りません。

成年年齢引き下げの背景

だしょうかんふこく

日本で20歳が成年とされたのは1876年まで遡り、明治時代の公文書である“太政官布告”第41号に『自今満式拾年ヲ以テ丁年ト相定候條此旨布告候事』という文言があります。ここから成年の年齢要件が20歳になったのです。

しかしながら他の国の成年年齢は18歳が主流であることと、憲法改正のための国民投票権を満18歳以上とすることが国民投票法に規定されました。そこに付け加えられる形で、成年年齢を定める民法などの見直し条項が設けられたものです。

【参考】社会への扉(生徒用教材。消費者庁 HP)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/
若者の消費者トラブル(独立法人国民生活センター)
https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/wakamono.html
成年年齢に達した生徒に係る在学中の手続等に関する留意事項について Q & A(文部科学省 HP)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/mext_00002.html



スタート



日本にて出生。
両親が外国人であり、
在留資格取得のため
行政書士に依頼する。

解説あり



幼少期

両親が日本国籍
に帰化するため
行政書士に相談
する。

姉がキャッチ
セールスにより高額な
エステの契約をしてし
まったので、行政書士に
クーリングオフの内容
証明を作成してもらい
一安心。

詳細はP.22

18歳に
なったので
初めて選挙に行く。
2マスすすむ

投票箱

小学校の授業で
決まりについて
行政書士から教
わる(法教育)。

解説あり



行政書士会の
イベントで
ユキマサくんを
発見!

解説あり



隣の犬に
かまれる。
行政書士のADR
センターに相談する。

解説あり

無許可でドローンを
飛ばしてしかられる。
2マスもどる

事業拡大のため行政書士の
助けを借りて
補助金を申請
する。



解説あり

いきつけのバーの
スタッフが独立することに。
バーの届出に詳しい
行政書士を紹介して
喜ばれる。

詳細はP.6

祖父が他界。
相続で親族が
もめてしまう。
4マスもどる



友人が離婚する。
行政書士を紹介し、
離婚協議書を作成
して友人はスミ
ズに再出発。

解説あり

父が他界。
遺言執行者に指定
されていた行政書士が、
スムーズに相続手続きを
してくれた。
1マスすすむ

詳細はP.6

行政書士に相談し、
公証役場にて両親
が「公正証書遺言」
を作成。

詳細はP.16

両親の老後が心配になり、
行政書士に相談したところ
任意後見契約について
教えてもらう。



人生100年 Life with 行政書士すごろく

人生のさまざまなシーンで
行政書士がお役立ち!

建設業界へ就職する。
建設キャリアアップシ
ステムを行政書士に教えて
もらう。

9

パティシエの姉が
独立してケーキ屋さ
んをオープン。
菓子製造業許可を行政書
士へ依頼する。

10

詳細はP.10

青年期

一念発起して
会社設立。
かかりつけ行政書士の
サポートで順調なス
タートを切る。

詳細はP.12

解説あり

解説あり

会社の建設業許可が更新
ギリギリだったため、行政書
士に依頼したら、スピー
ディーに対応してくれて無事
に更新できた。

26

解説あり

終活を始めた。
死後事務委任契約書
と尊厳死宣言書を
行政書士に作っ
てもらう。

晩年期

姪が行政書士試験
に合格。
かかりつけ行政書
士になってもらう。
1マスすすむ

27

人材不足の
ため外国人の雇用を
検討する。
困ったときは
「そうだ!行政書士に相
談しよう!」

14

マイナンバーカード取得
を希望する従業員のた
めに、行政書士に来てもら
い、その場でまとめて
代理申請してもらう。

15

会社の跡継ぎ問題が解決。
事業承継について行政書
士に相談しておいて良
かった!
2マスすすむ

詳細はP.8

23

ボランティア
で知り合った仲間と
環境保護活動を始める。
NPO法人にするため、許可
申請を行政書士に依頼
する。

24

自身の遺言につい
て行政書士に相
談する。

25

ゴール

イベントマスの
できごとから
ピックアップして
次ページで解説

人生100年 Life with 行政書士すごろく

すごろくのイベントマスのできごとを
10個ピックアップして解説します。

ピックアップ 解説編



1

日本にて出生。
両親が外国人であり、在留資格取
得のため行政書士に依頼する。

日本で生活する外国人は必ず適正な「在留資格」を得る必要があります。日本に在住する外国人の家庭に子が生まれた場合、その子には、まだ在留資格がありません。引き続き日本で生活するためには、出入国在留管理局へ申請し、在留資格を得ることが必要です。そのほかに、日本の役所への出生届と本国への登録も必要です。



3

小学校の授業で決まりについて行
政書士から教わる(法教育)。

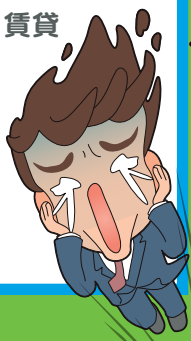
法教育とは、未来を担う子どもや法律専門職ではない一般の人々に法的なものの考え方を身につけてもらうための教育です。東京都行政書士会では、「あらゆる人に法情報提供を」の理念に基づいて都内の図書館や小中学校等で出前授業を行っています。身近なきまりについて、なぜそのきまりが必要なのか、などを取り上げています。



4

隣の犬にかまれる。
行政書士のADRセンターに相談
する。

ADR(裁判外紛争解決手続)とは、訴訟手続によらずに公正な第三者が関与して紛争の解決を図る手続です。行政書士ADRセンター東京では法務大臣の認証を取得し、4つの専門分野、外国人、自転車事故、ペット、賃貸住宅のトラブルについて公正中立な進行役の調停人が、解決のサポートをしています。



6

行政書士会のイベントでユキマサく
んを発見!

ユキマサくんは、行政書士会の公式キャラクターで、行政書士の「くらしまもる先生」に飼われているネコです。身近な「どうしよう」を解決する「頼れる街の法律家」行政書士に憧れ、飼い主の「まもる先生」の仕事内容を観察しながら、猫社会で様々な相談にのり、「猫社会の行政書士」を目指しています。



11

会社の建設業許可が更新ギリギリだったため、行政書士に依頼したら、スピーディーに対応してくれて無事に更新できた。

建設業許可は工事の種類によって取得する許可が異なっていて、原則500万円以上の工事を請負う場合に必要となり、人的要件・財産的要件などを整えて申請を行います。

また、取得した許可を維持するためには、毎年の決算変更届を提出したり、5年ごとに更新申請したりと、決められた手続きを期限内に行わなければなりません。



12

一念発起して会社設立。
かかりつけ行政書士のサポートで
順調なスタートを切る。

会社を設立するには、法人の名称や本店の所在地、目的、組織の構成、意思決定のルールなど、会社を運営する上での骨組みを定める必要があります。

行政書士は、専門的な立場から会社の事業運営に必要な許認可などの取得にふさわしい内容のアドバイスをを行い、定款を作成します。また、補助金・助成金申請のためのお手伝いをし、事業の可能性を上げます。



16

友人が離婚する。
行政書士を紹介し、離婚協議書を作成して友人はスムーズに再出発。

離婚協議書は離婚当事者の財産分与や年金分割、子どもの養育費の問題などを取り決める大切な契約書です。口約束だけにならないように、より確実に実行可能な契約とするため、公証役場で公正証書にしておくことをお勧めします。行政書士はお二人の話し合いを協議書にまとめ、円満離婚をサポートします。



18

いきつけのバーのスタッフが
独立することに。
バーの届出に詳しい行政書士
を紹介して喜ばれる。

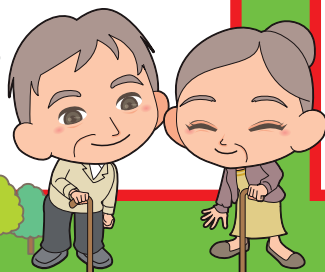
飲食店営業許可を取得した上で、午前0時を過ぎてもお酒を提供する飲食店の場合は、「深夜酒類提供飲食店」として東京都公安委員会（所轄の警察署経由）への届出が義務付けられています。業界内では、通称「もろさけ深酒」といいます。「もろさけ深酒」の届出をせずに営業していると、罰金や営業停止のペナルティもあるので注意が必要です。



20

行政書士に相談し、公証役場にて
両親が「公正証書遺言」を作成。

不動産が主な財産で法定相続分通りに分割できないときや、法定相続人以外に財産を渡したいとき、相続人に認知症の方がいるときなどは、遺言を作成することが有効です。遺言の内容を確実に実現するためには、公正証書遺言がおすすめです。また、行政書士はその作成をサポートしたり、遺言執行者をお引き受けしたりしています。



26

終活を始めた。
死後事務委任契約書と尊厳
死宣言書を行政書士に作っ
てもらう。

「死後事務委任契約」とは、葬儀・埋葬や亡くなった後の諸手続きを、生前に第三者にお願いしておく契約です。近年では「おひとりさま」の相続や、デジタル遺産の対策としても注目されています。

「尊厳死宣言書」とは、延命措置を望まない旨を宣言するものです。公正証書にしておくことで安心でしょう。





プエンテの 発行にあたって

東京都行政書士会 会長
宮本 重則

皆様には、平素より本会の事業に格別のご理解・ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、本会は、「かかりつけ行政書士を都内標準にしよう!」の活動理念のもと、市民・事業者の皆様から私たち行政書士に安心してご相談いただき、業務をご依頼いただけますよう、①職域拡大、②職域確保、③デジタル化への対応、④災害対策、⑤行政書士法改正対応・組織改革の5つの政策を掲げて事業を行っております。

この状況の中で、職域の拡大がすすみ、令和5年4月からスタートする相続土地の国庫帰属承認申請において、申請書等の作成の代行ができる専門家に、私たち行政書士が弁護士・司法書士と並んで選定されました。東京家庭裁判所立川支部においては、成年後見関係の書類に、行政書士の欄が掲載されるようになりました。

今回のプエンテの内容にもございます通り、東京公証人会とも連携を行い、令和4年10月から11月にかけて行われた本会の広報月間では、都内33支部のほとんどにおいて、行政書士・公証人が一緒になり、市民・事業者の皆様のご相談に対応いたしました。さらに、通常のビジネスや市民生活における各種契約書をはじめ、任意後見契約書、遺言などにおいて、公正証書にする場合、起案、作成から認証まで円滑に行うことができるシステムづくりを、両会において行っております。

私たち行政書士は、許認可申請・届出等の官公署への手続き業務をはじめ、相続・遺言に代表される市民法務業務、契約書・遺産分割協議書・各種許認可申請の添付書類（説明書・理由書・図面・写真等）作成等の権利義務・事実証明書類作成業務、会社設立・著作権登録申請・会計記帳等の知的財産・経営会計業務、成年後見業務など、非常に幅広い業務を担っております。

市民・事業者の皆様には何かお困りごとがございましたら、都内約8,000名の本会会員が、皆様の「かかりつけ行政書士」として、親身になって対応いたしますので、お気軽にご相談いただければ幸いです。

今後とも皆様と一緒に、上記5つの政策を実行し、市民・事業者の皆様、そして行政書士の誰もが不幸ゼロ、幸せになるための行政書士会を創ってまいりたいと考えております。

結びにあたり、皆様のより一層のご健勝・ご活躍を祈念いたしましてご挨拶とさせていただきます。

編集後記

「もう3月も半ばだというのに」あせる気持ちを抑えながらこの編集後記を書き始めました。
プエンテ第14号の切り口は「お仕事最前線」です。各記事はもちろんのこと、どうすれば表紙に「最前線」の雰囲気を出せるのか。表紙の色、文字の立体感、目につきやすいコンテンツの表示などにこだわりました。
取材自体は、ここ2年と違いスムーズにいきました。新型コロナウイルスとのかかわり方に慣れてきたからでしょうか。
その後の編集作業は、対外向けの顔となる本誌の出来を左右するため、毎号真摯に原稿に手が加えられます。今号もまた、会議のたびに緊張感漂う時間の中に身を置くことになりました。
付録として用意した「すごろく」ですが、なるべく各世代の方楽しんでいただけるようイラストのキャラクターのみならず、文字の大きさやコマ数なども工夫しました。
いろいろ試しているとあっという間に時が過ぎ、タイムリミットに設定した3月の「ギュッ」と凝縮した時間の中で第14号は出来あがりました。
最後になりましたが、取材を快諾していただいた方々、幾度のダメ出しにもかかわらず踏ん張った印刷会社の担当者とデザイナーさん、忙しい業務の中でもプライドを持ってたずさわった部員の皆さんなど、充実した時間を与えていただいたすべての皆さんに感謝いたします。

広報部次長 荒井重広

行政書士とうきょう増刊号 プエンテ [Puente] Vol.14

令和5年3月31日発行 定価500円(送料別)

各種お問い合わせや購入をご希望の方は、東京都行政書士会事務局まで。TEL 03-3477-2881 MAIL info@tokyo-gyosei.com

■編集

東京都行政書士会広報部
担当副会長 浅野幸恵
編集委員長 榎本 晃
編集委員 荒井重広 井手尾博之
大門則亮 益子光宣
及川弘子 三五政彰
江川さやか 妹尾ひかる
岩田とみゑ 古林孝一
中里 裕
編集協力 半田正美

■発行人

東京都行政書士会
会長 宮本 重則
〒153-0042 東京都目黒区青葉台3-1-6
TEL 03-3477-2881 FAX 03-3463-0669
<https://www.tokyo-gyosei.or.jp/>

■デザイン・制作

株式会社 DNPメディア・アート
ビット・パーク 株式会社

■印刷所

大日本印刷株式会社

本誌記載記事の無断転載・複製を禁じます。

